



引き継ぎます、家族の心で
見守ります、本人の未来を

つばめ通信

第008号
平成22年4月26日
特定非営利活動法人
NPO成年後見湘南
平塚市高浜台2番13号
発行責任者：比企 明義

NPO成年後見湘南；満7才となります

成年後見制度は、1999年に民法の改正法が成立し、2000年に施行されたので、今年4月1日で満10周年を迎えたそうです。

2003年(平成15年)8月4日に設立登記いたしましたNPO成年後見湘南は、今年でようやく7歳の誕生日を迎えます。

その間、ご支持くださる会員数は111名と増加し、裁判所より法人が選任された件数は、12件となりました。

昨年は、利用者の皆さんの安心感、信頼感をさらに増強するために、お預かりした重要書類や印鑑を分散管理する目的で、銀行貸金庫借用を3個に増加したり、設立以来の懸案だった損害保険会社との損害保険契約締結に成功しました。

また、知的障がい者との接触が最も深い家族と言うだけの素人集団を、専門家の立場からお助けくださっている顧問の先生方 一当法人設立以来、顧問として、ご息女藤田晶子弁護士ともども法律問題でお助けいただいている藤田耕三弁護士、毎月1回の定例会議にご出席下さり、貴重な助言を戴いている、成年後見の実務に詳しい臨床心理士、永年障がい者や家族の相談に乗ってこられた相談員一の皆様、昨年からは櫻井惣三税理士事務所の櫻井惣三税理士が加わっていただきました。

身上監護を主要業務と考えていた私達ですが、最近では財産管理を引受けるケースも増加しつつありますので、被後見人の各種税金の相談に乗っていただける専門家が身近に居てくださるのは、心強い限りです。

NPO成年後見湘南が順調に歩んで来られたのも、以上のように会員の皆様や顧問の先生方のご協力が有ったことですが、事務局員、後見担当者の業務遂行への熱意も忘れてはおりません。

この法人が「不死不滅」の存在であり続けるためには、世代から世代へとバトンを引き継いでいけるよう、常に後継者を育てていかなければなりません。昨年度は、その試みの一環として、後見担当者養成講座の開催にも力を注ぎました。

知的障がい者のご家族の高齢化がすすむに連れ、親亡き後の子の行く末について考えをめぐらす機会も多くなることと思います。その結果、不死不滅であるべきNPO成年後見湘南に対する成年後見人受任の期待がますます高まると思います。

自分も困っている人達のお役に立ち、当法人の後見担当者になりたい、とお思いの方は、是非当会事務局にご連絡ください。

代表理事 比企 明義



後見担当者を募集してます！

私たちと一緒に活動しませんか

後見担当者とは：

後見人を引き受けるのは、法人です。後見担当者は、法人スタッフの一人として、他の後見担当者と一緒に後見業務を遂行するので、職責が分担され負担も軽減されます。これが活動の継続にもつながっています。

◎ 関心のある方、是非ご連絡ください！
・連絡先：090-4375-3650(成瀬)

体験談

複数後見を体験して！

NPO成年後見湘南が立ち上がる頃からお付き合いさせて頂いている者です。

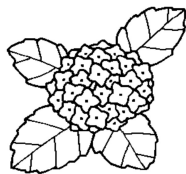
良きリーダーと熱心なスタッフのもと、大きな実績を上げてられました。

私の親族も、平成16年に何も分からないまま私が一方の後見人になり、NPO成年後見湘南にもう一方の後見人に、と複数後見をお願いしました。

今は、何かにつけ心のよりどころとなり、本人ともども感謝しております。

本人と後見人との近況を報告します。

本人はある施設に入所してから早40年以上になる後期高齢者に該当する男性です。今は車椅子使用の毎日ですが、施設職員の心優しい支援により平安な生活をおくらせてもらっています。

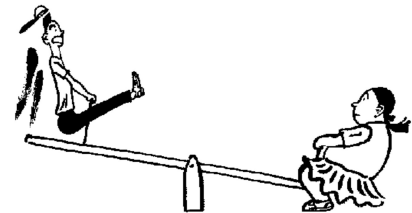


私は、ほぼ毎月施設を訪問していますが、大体予告なしに伺うので本人には会うことはせず、職員の方から健康や小遣いの状況など、いろいろと丁寧に報告を頂くことが常です。

NPO成年後見湘南の後見担当者は、本人が平塚の病院で手術を受けたときには、お見舞い、定期的な面接などご配慮いただき、また、入所施設の活動を通して前から本人をご存知だったご縁もあって、本人も後見担当者の来訪を楽しみにしています。そして、私も後見担当者を心から頼りにしています。

本人が後見担当者の支援のもとに、施設職員のみなさんご理解ご協力をいただき生活できることを、親族の一人として常に有り難く感謝の気持ちで一杯です。

川瀬 良一



編集後記：

◇ 昨年度の活動の中で、事務局の立場として特筆すべきことが二つあります。

比企代表理事も冒頭の活動報告でも触れられていますが、一つは当法人が損害保険に加入できたこと、もう一つは後見担当者養成のためのテキストを作り事務局員が講師となって月次月例会メンバーを中心に7回にわたって試行したことです。

損害保険に加入できたことは、当法人が一人前であると認めていただけたことになり喜ばしいことですが、今後、社会的責任を一層意識して取り組んでいくことが求められます。

後見担当者の養成の方は、テキストをより精度を高める改善をしていって講座を軌道に乗せることが課題になります。

◇ 法人運営に必要な規格や手順書等の内、平成21

年度に定めたもの、改正・改訂したもの(法人としての成果)を報告します。

- ・成年被後見人の財産管理事務手順書
- ・利用者の財産を証する証書類や印鑑を保管する銀行貸金庫利用手続 改正版
- ・後見事務実施メモ 書式 改訂版
- ・活動費請求兼支払確認書 書式 改訂版
- ・法人紹介パンフレット 改訂版
- ・後見担当者養成講座用テキスト
 - ・法人の紹介
 - ・業務の流れ
 - ・後見開始申立書の書き方
 - ・身上監護業務面会指針
 - ・成年後見制度学習テキスト 3章

(事務局)